○九州地方整備局告示第十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	三住　俊雄
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月十九日

○九州地方整備局告示第十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人宮崎県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	井上　美文
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月三十一日

○九州地方整備局告示第十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	内田　理恵
変更後	立石　裕司、小野　朋朗、白石　理恵

(2)　変更年月日

平成二十五年一月一日

人事異動

内閣

防衛大臣秘書官に任命する（一月二十三日）

金原真理子

法務省

（法務省大臣官房審議官）法務事務官

西田　博

法務省矯正局長に昇任させる（法務省矯正局総務課長）同

富山　聡

法務省大臣官房施設課長に配置換する（法務省矯正局少年矯正課長）同

名執　雅子

法務省矯正局総務課長に配置換する（法務省大臣官房参事官）同

柿崎　伸二

法務省矯正局少年矯正課長に配置換する（法務省矯正局総務課矯正調査官）同

椿　百合子

法務省大臣官房参事官に昇任させる（最高検察庁事務局総務課長）

赤木　伸司

検察事務官

札幌高等検察庁事務局長に昇任させる（以上一月十八日）

川端　博　西田　典之　早川眞一郎

法制審議会委員に任命する（各通）（一月二十二日）

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ANAグループ乗員組合から、安全管理体制の構築等の要求に関して、平成25年2月1日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社及びANAウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年1月28日

厚生労働大臣　田村　憲久

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年一月二十八日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　栄ガス消費生活協同組合申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年二月二十三日　午後二時から

三　場所　三条市農村環境改善センター（新潟県三条市新堀二千百十一番地）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び栄ガス消費生活協同組合（新潟県三条市帯織二千六百七十七番地一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「栄ガス消費生活協同組合関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年二月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。